
○山梨学院大学学習・教育開発センター規程

(平成27年4月1日制定)

(名称)

第1条 山梨学院大学（以下「本学」という。）に、山梨学院大学学習・教育開発(Learning and Education Development)センター（以下「LEDセンター」という。）を置く。

(目的)

第2条 LEDセンターは、インスティテューショナル・リサーチ（IR）活動に基づき、大学の意思決定に資す情報の収集と分析に努めながら、学生の学習支援を開発し、大学全体や学部の教育、そして個々の授業について研究支援し、本学の教育改革に資することを目的とする。

(事業)

第3条 LEDセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 初年次教育及びコンピテンシー教育に係る授業の計画と運営
 - (2) ファカルティ・ディベロップメント（FD）及びスタッフ・ディベロップメント（SD）の計画と実施
 - (3) ピア・サポート体制の確立
 - (4) 補習教育を含む学習支援
 - (5) インスティテューショナル・リサーチ（IR）
 - (6) その他LEDセンターの目的達成にとって適当と認められる事業
- (センター長)

第4条 LEDセンターに、センター長1名を置く。

- 2 センター長は、センターの事務を統括し、センターを代表する。
- 3 センター長は、本学専任教員の中から、学長がこれを委嘱する。
- 4 センター長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(副センター長)

第5条 LEDセンターに、副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、センター長の職務を代行する。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、副センター長について準用する。

(教育研究員)

第6条 LEDセンターに、教育研究員若干名を置くことができる。

- 2 教育研究員は、センター長の命を受けて、センター事業を推進する業務を行う。
- 3 第4条第3項及び第4項の規定は、教育研究員について準用する。

(顧問)

第7条 LEDセンターに外部有識者による顧問を置くことができる。

(事務長及び職員)

第8条 LEDセンターに、事務長1名及び専門職職員及び事務職員若干名を置く。

- 2 事務長及び職員は、センター長の命を受けてセンターの事務を処理する。

(運営)

第9条 LEDセンターに、事業の計画、運営等に関する事項を審議するため運営委員会を置く。運営委員会に関する規程は別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、合同教授会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。